

奈良県営自転車競走電子決済投票実施規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十九号

奈良県営自転車競走電子決済投票実施規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 加入申込等（第三条―第十三条）

第三章 勝者投票等（第十四条―第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条―第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、県が自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。）に基づき実施する自転車競走（以下「競輪」という。）における通信回線を経由したインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器（以下「インターネット端末機器」という。）を使用した前払式支払手段による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「電子決済投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の前払式支払手段とは、証券、電子機器その他の物（以下「証券等」という。）に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号であつて、電子決済投票において知事がその使用を認めたとする。

（電子決済投票の方式）

第二条 電子決済投票は、インターネット端末機器を使用して、前払式支払手段を発行する者（以下「発行者」という。）が管理する前払式支払手段に係る自動公衆送信装置（以下「前払式支払手段サーバ」という。）に番号、記号その他の符号を記録させ、知事又は第二十七条の規定による委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置に車券の購入内容を入力し、番号、記号その他の符号を使用して精算する方式による。

第二章 加入申込等

(加入者)

第三条 電子決済投票により車券を購入できる者は、知事と電子決済投票に関する契約（以下「電子決済投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。

(加入者の募集等)

第四条 電子決済投票契約を締結することができる者の募集は、知事が別に定める方法により行う。

2 前項の規定による募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他知事が別に定める事項を記載した申込書に、住民票の写しその他応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による応募は、インターネット端末機器を使用して行うことができる。

4 応募者に係る第二項に定める事項の確認行為は、発行者において行うことができる。

(加入者の欠格事項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

- 一 法第九条又は第十条に規定する者
- 二 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
- 三 法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- 四 法人その他の団体
- 五 車券の購入により、本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じており、又はそのおそれのある者

(加入者番号及び暗証番号)

第六条 電子決済投票契約を締結するときは、知事は当該加入者の加入者番号を、当該加入者は自己の暗証番号及びパスワードを定め、それぞれ相手方に通知するものとする。

(振替用口座の開設)

第七条 加入者は、知事が指定する日までに、知事が別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に普通預金口座（以下「振替用口座」という。）を開設しなければならない。

(振替依頼)

第八条 加入者は、払戻金及び返還金の振込を振替用口座で受けるため、知事が指定する日までに、預金口座振替依頼書を知事に提出しなければならない。

（電子決済投票の開始期日の通知）

第九条 知事は、加入者が前二条に定める手続を完了したときは、遅滞なく、電子決済投票の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

（解約）

第十条 知事は、加入者から電子決済投票契約の解約の申込みがあったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該加入者との電子決済投票契約を解約するものとする。

- 一 第四条第二項の規定による申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なるものと認められたとき。
 - 二 知事が指定した日までに振替用口座の開設又は預金口座振替依頼書の提出をしなかったとき。
 - 三 振替用口座を解約したとき。
 - 四 加入者が第五条第一号から第三号までのいずれかに該当したとき。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が加入者として適当でないと認められたとき。
- （加入者の申請による利用停止等）

第十一条 知事は、別に定めるところにより、加入者から電子決済投票の利用の停止の申請があったときは、当該加入者の電子決済投票の利用を停止することができる。

2 知事は、別に定めるところにより、前項の規定により電子決済投票の利用を停止された加入者から電子決済投票の利用の停止の解除の申請があったときは、当該加入者の電子決済投票の利用の停止を解除することができる。

3 第一項の規定により電子決済投票の利用を停止された加入者は、知事が別に定める日までの間は、前項の規定による電子決済投票の利用の停止の解除を申請することができない。

（家族の申請による利用停止等）

第十二条 車券の購入により、加入者及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じており、又はそのおそれのあるときは、当該加入者の家族（当該加入者と同居する親族（成年者に限る。）及び知事が特に認めた者をいう。）は、知事が別に定めるところにより、当該加入者の電子決済投票の利用の停止を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る加入者（以下「利用停止候補者」という。）が知事が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者の電子決済投票の利用を停止することができる。

3 知事は、前項の規定により利用停止候補者の電子決済投票の利用を停止しようとするときは、当該利用停止候補者及び第一項の規定による申請を行った家族（以下「申請家族」という。）に対し、利用停止候補者の電子決済投票の利用を停止する旨及び電子決済投票の利用を停止する期間として知事が別に定める期間を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、当該利用の停止に不服があるときは、利用を停止する日の前日までに、知事が別に定めるところにより、知事に対して意見を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を検討の上、利用の停止の可否について判断し、直ちにその結果を意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知するものとする。

6 知事は、第二項の規定により電子決済投票の利用を停止された加入者又は申請家族から、知事が別に定めるところにより当該利用の停止の解除の申請があつた場合において、知事が別に定める事由に該当するときは、当該利用の停止を解除することができる。

7 第二項の規定により電子決済投票の利用を停止された加入者は、知事が別に定める日までの間は、前項の規定による申請をすることができない。

8 知事は、第一項の規定による利用の停止の申請又は第六項の規定による解除の申請を受けたときは、当該申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

（その他の事由による利用停止等）

第十三条 知事は、加入者が他の競輪施行者（法第一条第五項に規定する競輪施行者という。以下同じ。）から電子決済投票の利用を停止されたときは、当該加入者の県が実施する電子決済投票の利用を停止することができる。

2 知事は、前項の規定により電子決済投票の利用を停止された加入者が他の競輪施行者から電子決済投票の利用の停止を解除されたときは、当該加入者の利用停止を解除することができる。

第三章 勝者投票等

(車券)

第十四条 車券の券面金額は、百円の整数倍に相当する額とする。

(競輪の指定)

第十五条 車券を発売する競輪は、知事が別に指定する。

(発売の日時)

第十六条 車券を発売する日(以下「電子決済投票実施日」という。)及び時間は、知事が別に定める。

(購入限度額)

第十七条 加入者の車券の購入限度額は、車券の購入直前までに前払式支払手段サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額とする。ただし、一日に九百九十九万円を超えて車券を購入することはできない。

(購入限度回数)

第十八条 電子決済投票実施日における購入限度回数は、知事が別に定めるものとする。
(車券購入の方法)

第十九条 電子決済投票に係る車券購入の方法は、知事が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。電子決済投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようにするときも、同様とする。

2 車券を発売した後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあっては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領及び保管)

第二十条 前条の規定により発売した車券並びに払戻金及び返還金は、知事が加入者に代わって受領し、及び保管するものとする。

(代理購入等の禁止)

第二十一条 加入者は、車券の購入の申込みを他人に行わせ、又は他人の委託を受けてこれを行ってはならない。

(受付の拒否)

第二十二条 知事は、車券の購入の申込みについて、この規則に適合しない疑いがあるときその他これを受けることが適当でないと認めるときは、これを受け付けないもの

とする。

(発売代金の収納)

第二十三条 車券の発売代金の収納は、当該車券の発売日に前払式支払手段サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から当該車券の購入額に相当する額を差し引くことにより行う。

(払戻金の振込等)

第二十四条 第二十条の規定により知事が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金の振込は、加入者が振替依頼を行った日(以下「振替依頼日」という。)に加入者の振替用口座へ振り込むものとする。ただし、振替依頼日が取扱金融機関の休業日である場合その他やむを得ない事由により振替依頼日に振り込むことができない場合は、振替依頼日の直後の取扱金融機関の営業日に振り込むものとする。

2 加入者が払戻金又は返還金を番号、記号その他の符号として記録する申込みを行ったときは、その金額を一円当たり一単位の番号、記号その他の符号として換算して前払式支払手段サーバに記録するものとする。

第四章 雑則

(車券の閲覧)

第二十五条 第二十条の規定により知事が加入者に代わって保管した車券について、加入者は、当該競輪が実施された日の翌日から起算して六十日間に限り、閲覧できるものとし、知事は当該加入者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(投票の記録等)

第二十六条 知事は、電子決済投票の内容を記録し、当該電子決済投票が行われた日の翌日から起算して六十日間保存するものとする。

(電子決済投票事務の委託)

第二十七条 知事は、法第三条の規定により、電子決済投票の実施に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第三十八条第一項に規定する競技実施法人又は私人に委託することができる。

(その他)

第二十八条 この規則に定めるもののほか、電子決済投票に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。